

「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その1)」についての
助言等及び博覧会協会の見解

1 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その1)」についての
経済産業大臣の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
<p>1 .大気質に関する予測計算において、博覧会事業を実施することにより、大気の状態やバックグラウンド濃度によっては、工事中・供用中の浮遊粒子状物質濃度が環境基準を超える場合があり得ることから、より一層低公害型の工事機械や輸送手段を用いること等に努め、大気質への影響が過大にならないよう配慮すること。騒音についても同様の配慮を行うこと。</p> <p>また、大気質及び騒音について、モニタリングを行うこと。</p>	<p>工事中においては、時差通勤による車両の集中回避、更なる資材等の搬出入ルート・時期の分散を検討しております。また、工事業者に対しては低公害型工事機械や最新規制適合車の利用を働き掛けてまいります。</p> <p>供用時においては、鉄道等の公共交通機関へ来場者の積極的な誘導の徹底、シャトルバスへの低公害車の積極的な導入、より環境への負荷の小さい業務用車両の利用の要請、アイドリングストップの励行の強化等について、今後、具体的な実施方策を検討し、実行することにより、博覧会開催時における浮遊粒子状物質に係る環境影響の低減に努めてまいります。</p> <p>また、不測の事態や予測の不確実性を考慮し、継続的にモニタリング調査を行い、その結果、博覧会事業の実施により著しい環境影響があると認められた場合には、専門家の指導・助言を得て事業計画の変更を含めた適切な対策を講じ、公表してまいります。</p>
<p>2 .動植物の評価を行うに当たり、科学的なデータや手法に関する知見が必ずしも十分でないものもあるので、今後とも、調査によるデータの蓄積や解析に積極的に取り組み、事業に適切に反映させるとともに、本博覧会事業のみならず、今後の環境影響評価手法の高度化に資するような科学的知見を蓄積できるよう努めること。</p>	<p>事業の実施にあたっては、継続的にモニタリング調査を行い、データの蓄積や解析に積極的に取り組み、事業に適切に反映させるとともに、今後の環境影響評価手法の高度化に資するような科学的知見の蓄積に努めてまいります。</p>
<p>3 .追跡調査報告書の内容は、用語も含めかなり専門的なものとなっており、評価の結果等について、必ずしも専門家以外の一般の人に分かりやすいものとなっていない。今後の報告書作成及び環境コミュニケーションに際しては、内容を一般の人に正確に理解してもらうよう、分かりやすい記述や説明を心掛けること。</p>	<p>今後の環境影響評価追跡調査報告書の作成や環境情報の提供などに当たっては、一般の方々にわかりやすい表現や内容となるよう努めてまいります。</p>

<p>4. また、平成 15 年 5 月 1 日付けの環境大臣助言(別添)において述べられた事項についても適切に対応すること。</p> <p>(以下、環境大臣助言)</p> <p>万博会場の周辺においては、浮遊粒子状物質が現状において高い水準にあり、平成 14 年環境大臣意見においても、その対策を求めたところである。</p> <p>今般、青少年公園西ターミナル等へのシャトルバス等の運行の影響が加わることにより、青少年公園西ターミナル等において浮遊粒子状物質に係る負荷がさらに増大する予測となっている。</p> <p>このため、浮遊粒子状物質に係る環境影響を可能な限り軽減するため、次のような措置を実施する必要がある。</p> <p>評価書あるいは追跡調査報告書に記載されている環境保全対策の実施にあたっては、鉄道等の公共交通機関へ来場者の積極的な誘導の徹底、シャトルバスへの低公害車の積極的な導入、より環境への負荷の小さい業務用車両の利用の要請、アイドリングストップの励行の強化等、最大限の効果が得られるよう、具体的な内容を十分検討し、その結果に基づき強力に推進すること。</p> <p>の対策に加え、万博会場周辺地域および青少年公園西ターミナル等の周辺において、万博開催期間中の円滑な交通を確保するための自動車交通の抑制対策の実施、要請等、関係機関と連携して浮遊粒子状物質の削減に資する対策を検討し、実施されるよう措置すること。</p>	<p>環境大臣からの助言において述べられた事項についても以下のとおり、適切に対応してまいります。</p> <p>事業の実施に当たっては、鉄道等の公共交通機関へ来場者の積極的な誘導の徹底、シャトルバスへの低公害車の積極的な導入、より環境への負荷の小さい業務用車両の利用の要請、アイドリングストップの励行の強化等について、今後、具体的な実施方策を検討し、実行することにより、博覧会開催時における浮遊粒子状物質に係る環境影響の低減に努めてまいります。鉄道輸送への積極的誘導、パークアンドライドの実施による自家用車の会場への直接乗り入れの禁止、ITS の活用による適正誘導を行ってまいります。さらに円滑な輸送の確保及び周辺対策にかかる事項を協議するため協会において設置した「2005 年日本国際博覧会輸送対策協議会」において、関係機関と連携して対策を進め、円滑な交通の確保及び周辺対策を行ってまいります。</p>
---	--

2 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その1)」についての
愛知県知事の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
<p>事業者は、以下の事項について十分に検討し、事業を実施すること。</p> <p>1 共通事項 事業者は、事業の実施に際して、平成14年5月24日付けの評価書(案)に対する知事意見を踏まえることはもとより、報告書(その1)に記載されている環境保全措置を徹底することで、環境保全について十分に配慮すること。 また、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じ適切な措置を講じること。</p>	<p>事業の実施に当たっては、評価書(案)に対する知事意見を踏まえ、また、本報告書に記載されている環境の保全のための措置を徹底することで、環境保全について十分に配慮してまいります。 また、今後、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては、専門家の指導・助言を得て、事業計画の変更も含めた適切な対策を講じてまいります。</p>
<p>2 大気質 青少年公園西ターミナル等で浮遊粒子状物質が、環境基準を上回ると予測されていることから、駐車場シャトルバスなどからの排出ガスの更なる低減、路面清掃などに努めること。</p>	<p>事業の実施に当たっては、鉄道等の公共交通機関へ来場者の積極的な誘導の徹底、シャトルバスへの低公害車の積極的な導入、より環境への負荷の小さい業務用車両の利用の要請、アイドリングストップの励行の強化等について、今後、具体的な実施方策を検討し、実行することにより、博覧会開催時における浮遊粒子状物質に係る環境影響の低減に努めてまいります。また、ターミナル内の路面清掃についても検討してまいります。</p>
<p>3 光害 西ターミナル周辺には、水田や住宅が存在することから、光による農作物などへの影響の低減に努めること。</p>	<p>事業の実施に当たっては、専門家の指導・助言を得ながら、可能な限り光による農作物などへの影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>4 その他 (1)住民などからの環境に関する要望などに対して、迅速かつ適切な対応を図ること。</p>	<p>インターネットなどを通じ、また意見交換会を実施するなどして、住民の方々などからの意見や環境情報の収集を行うとともに、それらの意見や要望に対して迅速かつ適切に対応してまいります。</p>
<p>(2)今後、事業者が公表する環境影響評価追跡調査報告書などについては、住民などにわかりやすい内容となるよう努めること。</p>	<p>今後の環境影響評価追跡調査報告書の作成や環境情報の提供などに当たっては、一般の方々にわかりやすい表現や内容となるよう努めてまいります。</p>

3 住民意見の概要及び博覧会協会の見解

(1) 「2005 年日本国際博覧会に係る追跡調査の手法等について(その 1)」についての

住民意見の概要及び博覧会協会の見解

意見の概要	見 解
<p>評価項目が、環境影響評価書に比べ、限定されているのはなぜか。その理由も記載すべきである。</p>	<p>追跡調査の評価対象項目については、環境影響評価書(平成14年6月)の追跡調査計画に則っておりますが、これは会場本体の環境影響評価の結果及び対象とする事業の内容を踏まえ、重点的に検討すべきと考えられる項目を選定したものです。今回選定しなかった項目についても、環境影響評価書(平成14年6月)に記載した「回避又は低減の方策」を徹底することにより、今回対象としたターミナル工事等による環境影響の回避又は低減に努めていくこととしております。その旨を追跡調査(予測・評価)報告書(その1)に記載しました。</p>
<p>この「手法等について」の公表は、プレスリリースとして行われ、協会のホームページに掲載されただけで、一般への周知が不十分である。</p>	<p>この追跡調査は、経済産業省が策定した「2005年日本国際博覧会環境影響評価要領」に従って実施しております。なお、この「手法等について」は、同要領の規定にはないものの事業者独自の判断により取りまとめ、公表したものです。</p>
<p>汚水送水管布設について、まず汚水量の予測からは始める必要があるが、評価書や追跡調査の計画に青少年公園会場の供用時の排水についての記載がないのはなぜか。</p>	<p>環境影響評価書(平成14年6月)において、会場(青少年公園地区等)の汚水量を p1301～p1302 に記載しております。今回の追跡調査は、この計画に基づき実施しました。</p>
<p>汚水送水管布設について、「重機等の稼働」に関する項目が対象となっていないのはなぜか。</p>	<p>汚水送水管の布設工事に伴う工事機械の台数は少なく(1～2台程度)、また、同じ場所での工事期間は短いため、環境影響はそれほど大きくないと判断されたことから、工事機械については予測評価の対象としておりません。</p>
<p>汚水送水管布設の工事内容について、管径や延長は記載されているが、このほかに掘削の幅や深さなどについても記載すべきではないか。</p>	<p>汚水送水管布設工事は、道路敷内で行い、掘削幅約1m、掘削深度約1～3m程度です。このことについては追跡調査(予測・評価)報告書(その1)に記載しました。</p>
<p>施設の仕様によっては撤去時の環境負荷が大きくなることもあり得るので、あらかじめ撤去に係る影響評価を行っておくべきではないか。</p>	<p>撤去工事に係る環境影響につきましては、環境影響評価書(平成14年6月)にお示ししたとおり会場本体の撤去工事とあわせて、今後、追跡調査の中で評価してまいります。</p> <p>なお、撤去時の環境負荷が大きくなるようにするため、建設物に係る対策として、3R型建設手法を設計に反映させるため、中古資材の活用、リユース、レンタル・リース計画、組立解体が容易な工法の設計への配慮事項、エコ資材の活用、リサイクル可能な製品の活用を検討しながら工事をすすめており、この方針については、平成14年9月に策定、公表した「廃棄物等の発生抑制・リサイクル行動計画(会場整備編)」にまとめております。</p>
<p>この追跡調査計画は不十分である。ゴンドラ他の事業の追跡調査について、同じやり方をするべきではない。</p>	<p>ゴンドラを含めた追跡調査についても、経済産業省が策定した「2005年日本国際博覧会環境影響評価要領」に従い、適切に対応してまいります。</p>

(2) 「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その 1)」についての
住民意見の概要及び博覧会協会の見解

意見の概要	見 解
<p>バックグラウンド濃度が高いという状況において新たな環境負荷をかけるような事業を行ってよいのか。むしろ事業の実施により、バックグラウンド濃度を含めて、その地域の環境水準の向上に寄与すべく具体的対策を講ずるべきである。</p>	<p>事業の実施にあたっては、その計画段階から環境保全措置を検討し、実行可能な範囲で回避又は低減の方策を図ってまいりました。</p>
<p>単に継続的監視を続けるというだけであって、なら具体的な対策は講じられていないのではないか。</p>	<p>計画段階から環境保全措置を検討し、実行可能な範囲で回避又は低減の方策を図ってまいりました。工事中や供用時には、不測の事態や予測の不確実性を考慮し、継続的にモニタリング調査を行い、その結果、博覧会事業の実施により著しい環境影響があると認められた場合には、専門家の指導・助言を得て事業計画の変更を含めた適切な対策を講じ、公表してまいります。</p>
<p>「環境への影響の低減」とは、何と比較して低減したものと判断しているのか。</p>	<p>経済産業省が策定した「2005 年日本国際博覧会環境影響評価要領」に従い、事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているものであるか否かについて判断しました。</p>
<p>汚水送水管布設工事において、項目の選定理由について、取り上げなかった項目は何か。なぜそれをここでは選定しなくてよいと考えたか。たとえば、重機等の稼動に関する項目が対象となっていないのはなぜか。</p>	<p>追跡調査の対象項目については、会場本体の環境影響評価の結果及び対象とする事業の内容を踏まえ、重点的に検討すべきと考えられる項目を選定したものです。 汚水送水管布設工事に伴う重機等の稼動については、使用する工事機械の台数は少なく(1~2台程度)、また、同じ場所での工事期間は短いため、重機等の稼動については予測評価の対象としておりません。</p>
<p>2002 年 6 月の評価書は、主に会場の造成に係わる評価であり、パビリオンの建設工事は含んでいないのに、なぜ今回、会場本体工事を合わせた評価が可能なのか。</p>	<p>環境影響評価書(平成14年6月)の工事中の予測に当たっては、会場の造成工事及びパビリオンの建設工事を含めて予測・評価を行っております。今回ターミナル等の予測に当たっては、これらの影響も含めて予測・評価を行いました。</p>
<p>八草ターミナルの調査結果で、オオタカについての記述がないのはなぜか。</p>	<p>八草ターミナルの調査結果においては、オオタカ等の希少猛禽類の飛翔等の行動は確認されませんでした。なお、八草ターミナル計画地から最も近い既知のオオタカの営巣地でも当該計画の直接改変域から相当程度離れているとともに、営巣中心域にも含まれていません。また、過去の定点観察調査(青少年公園地区会場を対象)の結果からは、当該地域における飛翔(上空通過)は確認されているものの、採餌行動(ハンティングに関わる行動)は確認されていません。以上のことを踏まえ、今回の影響評価に当たっては、予測評価の対象とはいたしませんでした。</p>

<p>代償措置としたオオタカの採餌場所の利用状況はどうなっているのか。このことについても追跡調査結果に記載すべきである。</p>	<p>「国際博会場関連オオタカ調査検討会」の委員の助言・指導に基づき実施した「オオタカ餌場環境の代償的な配慮としての森林施業」については、定点観察調査、食痕調査の実施により、森林施業実施区域におけるオオタカの利用状況を確認することとしています。これに関連する各種の調査結果については、今後のモニタリング調査報告書に掲載していくこととしています。</p>
<p>建物のガラスに激突する野鳥についての予測の記述がないのは不備である。建物への野鳥の激突について回避・低減を図る方策を徹底してほしい。</p>	<p>博覧会会場の建築計画においては、鳥類（主にオオタカ）の衝突防止のため、「ガラス面のように透明性が高く、建物の向こう側の風景が透視できるような外装を有する施設は設置しない。」「鏡（ミラー）や外壁の流水などで周囲の風景が映り込むような外装を有する施設は設置しない。」等の対策を立てております。なお、八草ターミナルについては、鳥類の衝突事故を誘発するような大きなガラス面のある建物等は設置しない計画です。</p>

【参考】「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その1)」についての
関係市町長の助言及び博覧会協会の見解

(1) 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その1)」についての
瀬戸市長の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
<p>1 環境影響評価全般</p> <p>事業の実施にあたっては、環境影響評価書及び追跡調査報告書に記載されている環境の保全のための措置等について適切に実施すること。</p> <p>また、住民の生活環境、動植物の生息・生育環境等へのさらなる影響の回避・低減に努めるため、以下に述べる事項及び追跡調査報告書に寄せられた助言等を十分検討するとともに、今後とも環境影響評価の調査研究を進め、適切な環境影響評価となるように努めること。</p>	<p>事業の実施にあたっては、瀬戸市長の意見等を踏まえ、評価書及び追跡調査報告書に記載した環境保全のための措置等を的確かつ適切に実施してまいります。</p> <p>また、今後とも追跡調査を実施し、その環境を的確に把握し、その過程で得られた環境情報を整理し、公表するなどしてまいります。</p>
<p>2 大気質、騒音</p> <p>具体的な工事車両の運行計画や博覧会開催時の輸送計画を策定する際には、追跡調査報告書の予測・評価において、一般車両等の影響により浮遊粒子状物質、騒音が環境基準を超えるおそれのある本市の道路状況についても十分留意し、環境への負荷の少ない方法を検討すること。また、最新の技術・工法の積極的な採用など、より一層の環境影響の回避・低減に努めること。</p>	<p>工事中においては、時差通勤による車両の集中回避、資材等の搬出入ルート・時期の分散を検討しております。また、工事業者に対しては低公害型工事機械や最新規制適合車の利用を働き掛けてまいります。</p> <p>供用時においては、鉄道等の公共交通機関へ来場者の積極的な誘導の徹底、シャトルバスへの低公害車の積極的な導入、より環境への負荷の小さい業務用車両の利用の要請、アイドリングストップの励行の強化等について、今後、具体的な実施方策を検討し、実行することにより、博覧会開催時における浮遊粒子状物質に係る環境影響の低減に努めてまいります。</p> <p>また、不測の事態や予測の不確実性を考慮し、継続的にモニタリング調査を行い、その結果、博覧会事業の実施により著しい環境影響があると認められた場合には、専門家の指導・助言を得て事業計画の変更を含めた適切な対策を講じ、公表してまいります。</p>
<p>3 モニタリング調査</p> <p>追跡調査計画に基づいて、事業に関する環境モニタリング調査を適切に実施するとともに、必要に応じてモニタリング調査結果に基づく情報の提供や環境の保全のための措置など速やかな対応を図ること。</p>	<p>今後も環境モニタリング調査を実施し、その結果、事業実施により著しい環境影響があると認められた場合には、適切な対応を検討し、専門家の指導・助言を得ながら事業計画の変更を含めた適切な対策を講じ、公表してまいります。</p>

<p>4 他事業との連携</p> <p>当該事業と同時期に工事を実施している東部丘陵線建設事業や名古屋瀬戸道路建設事業等について、関係機関と十分連絡調整を行い、工事用車両の分散や効率的な運行、建設機械の配置、その他環境への影響の回避・低減に努めること。</p>	<p>本博覧会事業における工事用車両の分散化や工事機械の適正配置等により環境影響への低減に努めてまいります。また、当該工事と並行して他事業による工事も行われることから、交通や道路に関する県の機関、周辺市町、周辺学園関係者、博覧会協会を構成員として、「博覧会関連工事等周辺対策会議」が県において設置されており、その会議などを通じて関係機関などと十分に連絡調整を図りながら環境への影響の回避又は低減に努めてまいります。</p>
<p>5 その他</p> <p>(1)当該事業を進めるにあたっては、追跡調査報告書に関して寄せられた助言、意見について、事業者としての対応を明らかにした上で進めること。</p>	<p>今回、追跡調査報告書に関して寄せられた助言、意見について、博覧会協会の見解を取りまとめ、公表いたしました。これに従い、当該事業を進めてまいります。</p>
<p>(2) 現段階では事業計画の明らかになっていない自家用車駐車場、会場間ゴンドラ等についても、事業計画の具体化を早急に進め、追跡調査(予測・評価)を行い、できるだけ早い段階で結果を公表するとともに、助言等の十分な検討・反映を行った上で事業を進めること。</p>	<p>自家用車駐車場、会場間ゴンドラ等につきましては、事業計画の具体化を早急に進め、計画の熟度が高まった段階で、追跡調査により予測・評価を行い、影響の回避・低減に努め、追跡調査報告書として結果を取りまとめ、公表するとともに関係機関にも送付いたします。この報告書に関して関係機関から助言があった場合にはこれを踏まえるとともに、住民等の意見があった場合にはこれに配慮して、適切な対応を検討してまいります。</p>

(2) 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その1)」についての
長久手町長の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
<p>1. 全体事項 (1)基本的には、2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価書(案)に対する本町の意見を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずること。</p>	<p>事業の実施にあたっては、評価書(案)に対する長久手町長の意見を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずるなど、誠実に取り組んでまいります。</p>
<p>(2)会場に隣接して整備される西ターミナル工事については、会場建設工事及び近接する東部丘陵線建設工事をはじめとする関連道路工事と十分な調整を図り、工事車両の分散や効率的な運用に努めるなど、住民の日常生活への影響を低減する対策を講ずること。</p>	<p>本博覧会事業における工事用車両については、分散化等により環境影響への低減に努めてまいります。また、当該工事と並行して他事業による工事も行われることから、交通や道路に関する県の機関、周辺市町、周辺学園関係者、博覧会協会を構成員として、「博覧会関連工事等周辺対策会議」が県において設置されており、その会議などを通じて関係機関などと十分に連絡調整を図りながら環境への影響の回避又は低減に努めてまいります。</p>
<p>2. 個別事項 (1)供用時の予測において、西ターミナルの浮遊粒子状物質の一時間値の予測値が環境基準を上回っていることから、特にシャトルバスについては圧縮天然ガス(CNG)車両をはじめとする低公害の車両を導入するなどし、より一層の環境負荷の低減に努めること。</p>	<p>事業の実施にあたっては、鉄道等の公共交通機関へ来場者の積極的な誘導の徹底、シャトルバスへの低公害車の積極的な導入、より環境への負荷の小さい業務用車両の利用の要請、アイドリングストップの励行の強化等について、今後、具体的な実施方策を検討し、実行することにより、博覧会開催時における浮遊粒子状物質に係る環境影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>(2)西ターミナルについては、住宅に隣接して整備され、工事中及び開催期間中において、騒音及び振動、夜間照明などによる生活環境への影響が一定程度見込まれることから、住民の日常生活への影響の低減に努めること。</p>	<p>西ターミナルに隣接する地域に生活される方々に対して、工事に伴う影響をできる限り少なくするよう、建設機械の配置、作業時間等に十分配慮し、また、低騒音・低振動型工事機械の採用等に努めてまいります。開催期間中についてもターミナルの整備計画を勘案し、近隣の住宅への騒音及び振動が低減されるよう努めてまいります。 夜間照明については、専門家の指導・助言を得ながら、可能な限り光による住民の日常生活などへの影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>(3)西ターミナルの工事において発生する濁水については、会場建設工事と同様に適切な処理を行い、放流先となる香流川の水質保全に努めること。</p>	<p>西ターミナルの工事につきましても会場建設工事と同様に、滞留時間の延長やそだの設置等の措置を施した工事用沈砂池を設置することにより、濁水による香流川への影響を低減してまいります。 また、工事に伴う濁水の香流川への放流にあたっては、工事中の監視を行うとともに沈砂池の効果が十分発揮されるよう維持管理を行ってまいります。</p>
<p>(4)西ターミナルの周辺には農地があり、工事中及び開催期間中において、夜間照明による稲作などの農作物への影響が心配であることから、具体的な照明計画の策定段階において、科学的知見を取り入れながら、農作物への影響の更なる低減に努めること。</p>	<p>事業の実施にあたっては、専門家の指導・助言を得ながら、可能な限り光による農作物などへの影響の低減に努めてまいります。</p>

(3) 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その1)」についての
豊田市長の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
<p>1 全体的内容</p> <p>(1)環境影響評価に係る情報提供を引き続き進めること。</p>	<p>環境影響評価に係る情報については、現況調査結果、予測結果等の環境情報をデータベース化し、インターネットで広く公表しておりますが、今後の追跡調査につきましても、報告書を作成し、公表してまいります。</p>
<p>(2)今後も、会場間ゴンドラ設置等の事業計画の具体化に伴い追跡調査を実施し、その結果を事業に反映させ、環境負荷の低減に努めること。</p>	<p>会場間ゴンドラ設置等につきましては、事業計画の具体化を早急に進めているところです。それぞれの計画の熟度が高まった段階で、追跡調査により予測・評価を行い、報告書を取りまとめ、公表することとしております。この報告書に関して関係機関から助言があった場合にはこれを踏まえるとともに、住民等の意見があった場合にはこれに配慮して、適切な対応を検討してまいります。</p>
<p>(3)工事期間中及び供用時において、事前に予想し得ない環境への影響が生じた場合は、関係機関と協議を行い、適切な措置を講じ、地元住民等への影響をできる限り少なくするとともに、情報提供に努めること。</p>	<p>工事期間中及び供用時において、当初想定し得なかった環境への影響が確認された場合は、豊田市をはじめ関係機関と協議を行い、地元住民への情報提供など適切な措置を講じます。</p>
<p>2 個別事項</p> <p>(1)浮遊粒子状物質及び騒音に係る環境基準を上回る地点があり、可能な限り環境負荷の低減に向けた積極的な対応に努めること。</p>	<p>工事中においては、時差通勤による車両の集中回避、更なる資材等の搬出入ルート・時期の分散を検討しております。また、工事業者に対しては低公害型工事機械や最新規制適合車の利用を働き掛けてまいります。</p> <p>供用時においては、鉄道等の公共交通機関へ来場者の積極的な誘導の徹底、シャトルバスへの低公害車の積極的な導入、より環境への負荷の小さい業務用車両の利用の要請、アイドリングストップの励行の強化等について、今後、具体的な実施方策を検討し、実行することにより、博覧会開催時における浮遊粒子状物質に係る環境影響の低減に努めてまいります。</p> <p>また、不測の事態や予測の不確実性を考慮し、継続的にモニタリング調査を行い、その結果、博覧会事業の実施により著しい環境影響があると認められた場合には、専門家の指導・助言を得て事業計画の変更を含めた適切な対策を講じ、公表してまいります。</p>

<p>3 その他</p> <p>(1)博覧会の工事及び開催に伴い、交通渋滞等による地域住民及び通勤通学者への影響が予想されるため、追跡調査（環境モニタリング調査）を実施し、必要に応じて適切な対応を図り、環境への影響を抑えるよう努めること。</p>	<p>不測の事態や予測の不確実性を考慮し、継続的にモニタリング調査を行い、その結果、博覧会事業の実施により著しい環境影響があると認められた場合には、専門家の指導・助言を得て事業計画の変更を含めた適切な対策を講じ、公表してまいります。</p>
---	--